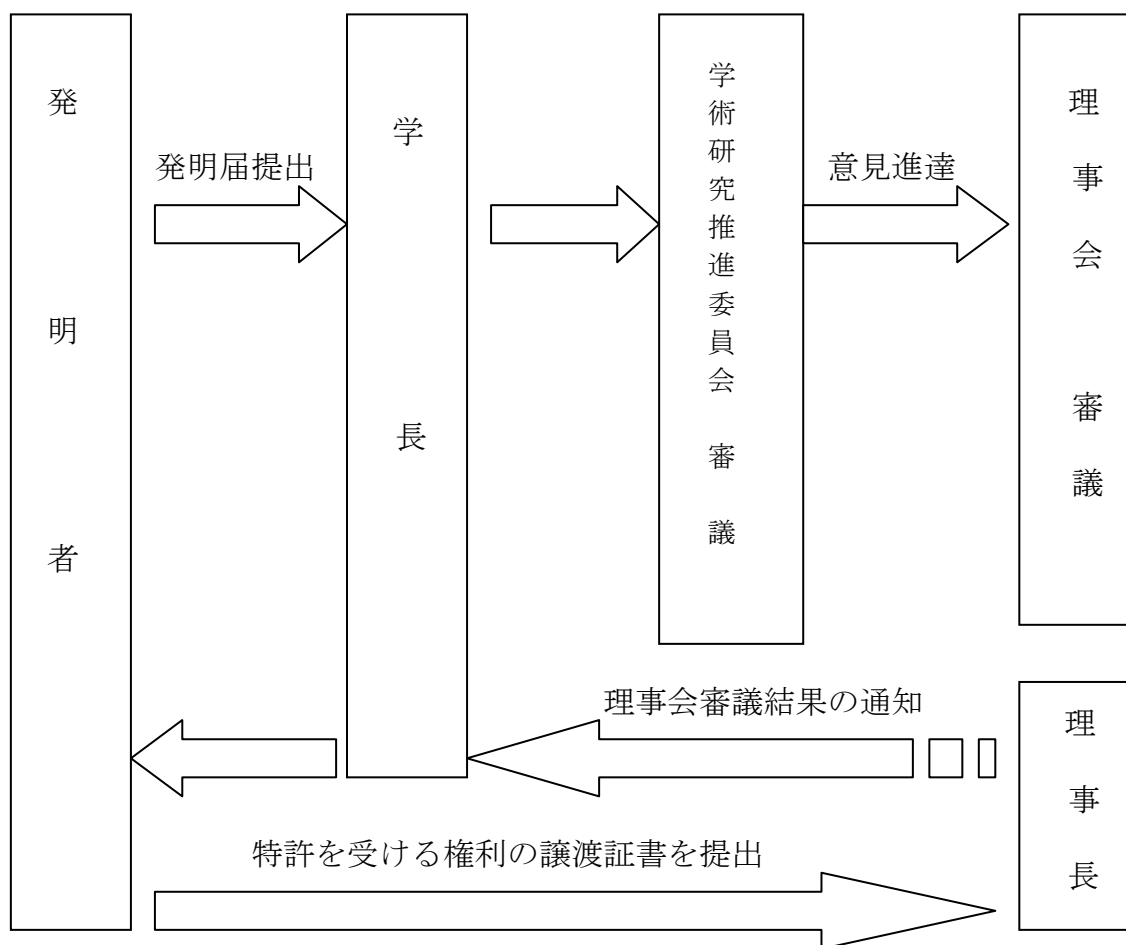


## 特許出願

### □ 概 要

本学では発明届が学長に提出されると、学術研究推進機構（機構長：学長）のもとに設置されている学術研究推進委員会（機構長、副機構長、各研究科長、各学部長等で構成）を開催し、特許を受ける権利を学園が承継するか否かについて審議を行い、その結果は学長から理事長に意見進達されます。その後、理事長は、意見進達に基づき理事会の審議を経て、当該発明に係る特許を受ける権利を学園が承継するか否かの決定を行います。

特許を受ける権利を学園が承継するという結論が出された場合は、学長からその旨の通知を受けた発明者は、譲渡証書を理事長に提出し、その後、本学園は直ちに特許出願手続きを行います。



□ 譲渡証書様式 15 ページ

平成 年 月 日

学校法人中村産業学園理事長

殿

学 部  
研究科

氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 譲 渡 証 書

下記の発明に関する特許を受ける権利を、学校法人中村産業学園に譲渡することを申し出ます。

記

1. 発 明 の 名 称

2. 譲 渡 す る 権 利

3. 関係書類 (別紙を添付)